

第6号議案

長岡京市議員報酬等審議会条例の一部改正について

長岡京市議員報酬等審議会条例（昭和40年長岡京市条例第14号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

長岡京市議員報酬等審議会の組織について所要の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例

長岡京市議員報酬等審議会条例（昭和40年長岡京市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験者</u></p> <p>(2) <u>市内の公共的団体等の代表者</u></p> <p>(3) <u>市民公募による者</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める市に住所を有する者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会の委員は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、<u>長岡京市住民のうちから市長が委嘱する。ただし、現に長岡京市から報酬等の支給を受けている職にあるものは、これを除くものとする。</u></p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。